

冬きたりなば……………

住みよい富山の冬をめざして制定された富山県総合雪対策条例が、9月1日から施行されました。

条例のねらい

条例は、私たちと雪との上手な付き合い方の基本的な方針を定めたもので、ねらいは、「雪による障害の克服」と「雪の利用の促進」にあります。

すなわち、雪によってもたらされる不利益をなくするため、あらゆる施策を投入し、県民が一年を通じて生き生きと活動できる環境をつくりあげること、そして雪を貴重な資源として利用したり雪に親しむ活動を広めることによって、明るく活気のある冬の富山を実現することです。また、雪対策の基本理念や雪対策にとり組む、県、市町村、県民の役割を明らかにし、県、市町村、県民が一体となって、長期的な視点から総合的に雪対策に

＝ 総合雪対策条例施行 ＝

とり組むことをめざしています。

総合雪対策計画

県では、この11月までに、この条例の精神を具体的に生かすための総合雪対策計画を策定することにしていきます。

この総合雪対策計画は、中長期展望に立った基本計画と今年度の実施計画とで構成されます。とくに基本計画では、条例の内容である「雪に強いまちづくり」、「産業の雪害防止等」、「雪災害対策」、「雪の利用の促進等」、「財政措置等」の順で組み立てられることになっています。

この計画策定には、県民の皆様の声の反映につとめていきたいと考えていきますので、ご協力くださるようお願いいたします。